

## 〔委託事業等〕

### (災害対策②)

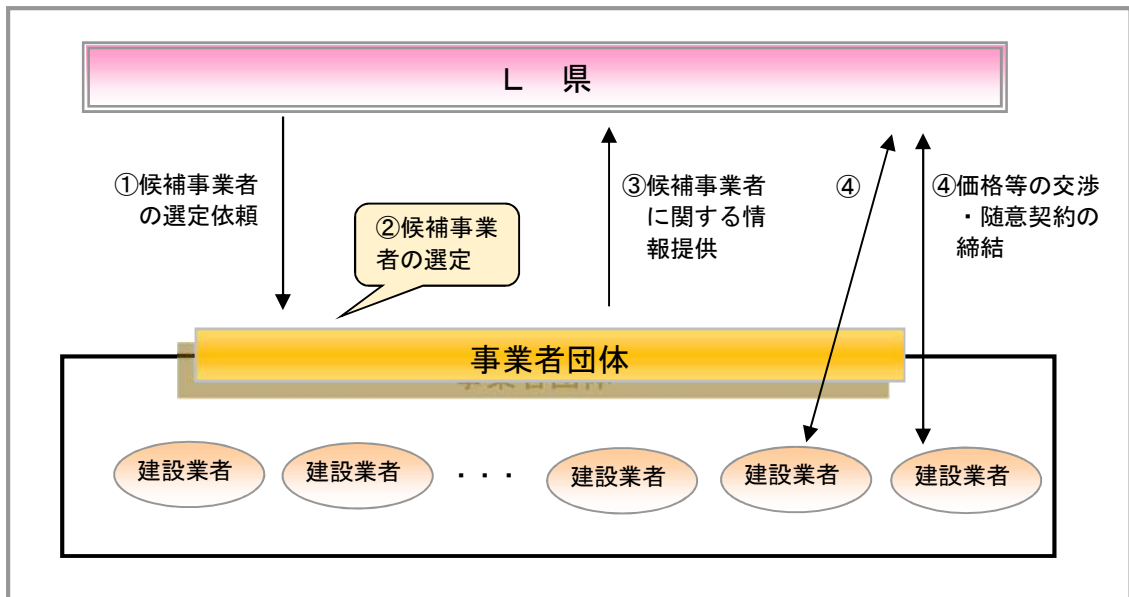
#### 12 事業者団体に対する災害発生時の道路啓開作業に係る委託事業者の候補の選定依頼について

県が、災害発生時の緊急車両等の通行の迅速な確保のため、あらかじめ、建設業者と道路啓開作業の委託に係る随意契約を締結するに当たり、その候補事業者の選定を事業者団体に依頼することは、その選定が客観的な基準に基づいて行われ、委託条件の決定に際しても、県と候補事業者との個別交渉が行われるものであれば、独占禁止法との関係で問題とはならない。

#### 1 相談の要旨

- (1) L県は、近い将来発生が懸念されている災害に備え、災害発生時、緊急車両等の通行のために、早急に最低限の瓦礫処理を行い救援ルートを開ける役務（道路啓開作業）の実施を委託する事業者をあらかじめ選定し、当該事業者と随意契約を締結することを検討している。道路啓開作業を実施する事業者は、建設業を営んでいる者であって、かつ、作業実施に必要とされる建設機械、資材、技術者等を保有する者であることを必要とする。
- (2) L県には、L県内の全ての建設業者が加盟している事業者団体が存在し、当該事業者団体は、構成員の建設・土木機械等の所有状況や人的資源等を把握している。L県は、道路啓開作業の委託先の候補となる建設業者（以下「候補事業者」という。）の選定に当たり、当該事業者団体に対し、委託事業者に求める条件を示した上で候補事業者の選定を依頼し、L県が示した条件を踏まえた客観的な基準に基づき当該事業者団体によってその構成事業者の中から選定された候補事業者それぞれと価格等の交渉を行って、条件が合致した場合に随意契約を締結することを検討している。

以上の施策を講じることについて、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。



## 2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、災害発生時の道路啓開作業を迅速に実施することを目的に、災害が発生する前の平時において、県が事業者団体に当該事業を委託する建設業者の候補の選定を依頼し、選定された事業者との間で個別の交渉を経た上で、随意契約を行うものである。
- (2) 一般に、行政機関が、法令に則り、どのように調達を行うかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該行政機関の判断に委ねられているが、公共調達においては、安くて質の高い物品やサービスを調達することが要請されるものであることから、可能な限り競争性の確保に配慮した調達が行われることが望ましい。また、行政機関が発注先を選定するに当たり、事業者団体に対して、必要な情報提供等の依頼や候補事業者の選定を求め、事業者団体がこれに応じることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかし、事業者団体が、受注調整や、事業者間で差別的な取扱いをするなど、独占禁止法上問題となる行為を行う場合、かかる事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関が実施する施策により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに）。
- (3) 本件において、L 県は、委託の候補事業者の選定を事業者団体に依頼することを予定しているが、県が道路啓開作業の委託先の決定方法をどのようにするかは、法令に則った上での L 県の判断に委ねられている。
- その上で、本件における委託事業者の決定は、事業者団体がその構成事

業者の中から選定した候補事業者の中から行われるところ、L県は、事業者団体に対して委託の条件をあらかじめ示すこととしており、事業者団体は、L県が示した条件を踏まえた客観的な基準に基づいて候補事業者の選定を行うこととしている。加えて、事業者団体が選出した候補事業者について、L県は、そのまま委託事業者とするのではなく、個別の交渉を行い、条件が合致した場合にその事業者との間で随意契約を締結することが予定されている。これらのことからすれば、本件道路啓開作業に係る業務の委託において、L県が候補事業者の選定を事業者団体に依頼することとしたとしても、独占禁止法との関係で問題とはならない。

なお、事業者団体においては、本件の運用に当たって、例えば、収集した個々の構成事業者の重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報について、他の構成事業者に提供したり、構成事業者間で共有されたりすることがないように留意する必要がある。また、事業者団体が、構成事業者が提供する役務の価格を決定し、受注を配分し、事業者団体への加入を制限し、事業者団体においてある事業者を不当に差別的に取り扱う場合のほか、構成事業者間において提供する役務の価格を決定し、受注を配分する場合には、事業者団体及び構成事業者の行為は独占禁止法上問題となるおそれがある（独占禁止法第3条、同第8条第1号、第3号、第4号、同第19条〔一般指定第5項〕）。

### 3 結論

県が、災害発生時における緊急車両等の通行を迅速に確保するため、あらかじめ、道路啓開作業を委託する建設業者との間で随意契約を締結するに当たって、その候補となる事業者の選定を事業者団体に依頼することは、その選定が、県が示した要件を踏まえた客観的な基準に基づいてなされ、委託条件の決定に際しても、県と候補事業者との間で個別の交渉が予定されるものであれば、独占禁止法との関係で問題とはならない。